

議案第9号

匝瑳市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月6日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

匝瑳市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

匝瑳市放課後児童クラブ条例（平成18年匝瑳市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第4条中「50人」を「35人」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

利用区分	利用期間区分	金額（1人当たり月額）	
		育成事業の種別	
		通常保育	通常保育及び延長保育
年間を通して利用する場合	8月以外の月（月曜日から金曜日まで）	5,000円	6,000円
	8月以外の月（月曜日から土曜日まで）	7,000円	8,000円
	8月（月曜日から金曜日まで）	10,000円	11,000円
	8月（月曜日から土曜日まで）	12,000円	13,000円
匝瑳市立小学校及び中学校管理規則（平成18年教育委員会規則第12号）第24条第1号から第4号までに定める休業日のみ利用する場合	学年始め休業日（4月）	3,000円	4,000円
	夏季休業日（7月）	3,000円	4,000円
	夏季休業日（8月）（月曜日から金曜日まで）	10,000円	11,000円
	夏季休業日（8月）（月曜日から土曜日まで）	12,000円	13,000円
	冬季休業日（12月）	3,000円	4,000円
	冬季休業日（1月）	3,000円	4,000円
	学年末休業日（3月）	3,000円	4,000円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参考)

匝瑳市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前																																																																			
第1条～第3条 略 (その他の育成事業)	第1条～第3条 略 (その他の育成事業)	第4条 前条の放課後児童クラブ以外において実施する育成事業の名称、設置場所及び定員は、次のとおりとする。	第4条 前条の放課後児童クラブ以外において実施する育成事業の名称、設置場所及び定員は、次のとおりとする。																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊栄第一児童クラブの項～椿海第一児童クラブの項 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>椿海第二児童クラブ</td> <td>匝瑳市椿973番地</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>野田児童クラブの項～栄第二児童クラブの項 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	定員	豊栄第一児童クラブの項～椿海第一児童クラブの項 略			椿海第二児童クラブ	匝瑳市椿973番地	35人	野田児童クラブの項～栄第二児童クラブの項 略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊栄第一児童クラブの項～椿海第一児童クラブの項 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>椿海第二児童クラブ</td> <td>匝瑳市椿973番地</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td>野田児童クラブの項～栄第二児童クラブの項 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置場所	定員	豊栄第一児童クラブの項～椿海第一児童クラブの項 略			椿海第二児童クラブ	匝瑳市椿973番地	50人	野田児童クラブの項～栄第二児童クラブの項 略																																														
名称	設置場所	定員																																																																			
豊栄第一児童クラブの項～椿海第一児童クラブの項 略																																																																					
椿海第二児童クラブ	匝瑳市椿973番地	35人																																																																			
野田児童クラブの項～栄第二児童クラブの項 略																																																																					
名称	設置場所	定員																																																																			
豊栄第一児童クラブの項～椿海第一児童クラブの項 略																																																																					
椿海第二児童クラブ	匝瑳市椿973番地	50人																																																																			
野田児童クラブの項～栄第二児童クラブの項 略																																																																					
第5条～第9条 略 附 則 略	第5条～第9条 略 附 則 略	別表 (第7条関係)																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用区分</th> <th rowspan="2">利用期間区分</th> <th colspan="2">金額 (1人当たり月額)</th> </tr> <tr> <th>育成事業の種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">年間を通して利用する場合</td> <td>8月以外 (月曜日から金曜日まで)</td> <td>通常保育</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>8月以外 (月曜日から土曜日まで)</td> <td>通常保育及び延長保育</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>8月 (月曜日から金曜日まで)</td> <td>通常保育</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>8月 (月曜日から土曜日まで)</td> <td>通常保育及び延長保育</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">匝瑳市立小学校及び中学校管理及び中学校管理</td> <td>学年始め休業日 (4月)</td> <td>通常保育</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>夏季休業日 (7月)</td> <td>通常保育</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>土曜日のみ</td> <td>通常保育</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>月10日以下 (8月)</td> <td>通常保育</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>月10日以下 (8月以外)</td> <td>通常保育</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	利用期間区分	金額 (1人当たり月額)		育成事業の種別	金額	年間を通して利用する場合	8月以外 (月曜日から金曜日まで)	通常保育	5,000円	8月以外 (月曜日から土曜日まで)	通常保育及び延長保育	7,000円	8月 (月曜日から金曜日まで)	通常保育	10,000円	8月 (月曜日から土曜日まで)	通常保育及び延長保育	12,000円	匝瑳市立小学校及び中学校管理及び中学校管理	学年始め休業日 (4月)	通常保育	3,000円	夏季休業日 (7月)	通常保育	3,000円	土曜日のみ	通常保育	3,000円	月10日以下 (8月)	通常保育	6,000円		月10日以下 (8月以外)	通常保育	3,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">利用区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>育成事業の種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">1人・1月</td> <td rowspan="2">月曜日から金曜日まで</td> <td>通常保育</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>通常保育及び延長保育</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">月曜日から土曜日まで</td> <td>通常保育</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>通常保育及び延長保育</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8月 (月曜日から金曜日まで)</td> <td>通常保育</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>通常保育及び延長保育</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土曜日のみ</td> <td>通常保育</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>通常保育</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">月10日以下 (8月)</td> <td>通常保育</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>通常保育</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	単位	利用区分	金額		育成事業の種別	金額	1人・1月	月曜日から金曜日まで	通常保育	5,000円	通常保育及び延長保育	7,000円	月曜日から土曜日まで	通常保育	10,000円	通常保育及び延長保育	12,000円	8月 (月曜日から金曜日まで)	通常保育	11,000円	通常保育及び延長保育	13,000円	土曜日のみ	通常保育	3,000円	通常保育	6,000円	月10日以下 (8月)	通常保育	7,000円	通常保育	4,000円
利用区分			利用期間区分	金額 (1人当たり月額)																																																																	
	育成事業の種別	金額																																																																			
年間を通して利用する場合	8月以外 (月曜日から金曜日まで)	通常保育	5,000円																																																																		
	8月以外 (月曜日から土曜日まで)	通常保育及び延長保育	7,000円																																																																		
	8月 (月曜日から金曜日まで)	通常保育	10,000円																																																																		
	8月 (月曜日から土曜日まで)	通常保育及び延長保育	12,000円																																																																		
匝瑳市立小学校及び中学校管理及び中学校管理	学年始め休業日 (4月)	通常保育	3,000円																																																																		
	夏季休業日 (7月)	通常保育	3,000円																																																																		
	土曜日のみ	通常保育	3,000円																																																																		
	月10日以下 (8月)	通常保育	6,000円																																																																		
	月10日以下 (8月以外)	通常保育	3,000円																																																																		
単位	利用区分	金額																																																																			
		育成事業の種別	金額																																																																		
1人・1月	月曜日から金曜日まで	通常保育	5,000円																																																																		
		通常保育及び延長保育	7,000円																																																																		
	月曜日から土曜日まで	通常保育	10,000円																																																																		
		通常保育及び延長保育	12,000円																																																																		
	8月 (月曜日から金曜日まで)	通常保育	11,000円																																																																		
		通常保育及び延長保育	13,000円																																																																		
	土曜日のみ	通常保育	3,000円																																																																		
		通常保育	6,000円																																																																		
月10日以下 (8月)	通常保育	7,000円																																																																			
	通常保育	4,000円																																																																			

規則（平成18	夏季休業日（8月）（月曜日から金	10,000円	11,000円
年教育委員会規	曜日まで）		
則第12号）第	夏季休業日（8月）（月曜日から土	12,000円	13,000円
24条第1号か	曜日まで）		
ら第4号までに	冬季休業日（12月）	3,000円	4,000円
定める休業日の	冬季休業日（1月）	3,000円	4,000円
み利用する場合	学年末休業日（3月）	3,000円	4,000円

備考 この表の「通常保育及び延長保育」の欄の規定にかかわらず、延長保育を実施した者のうち、通常保育を実施し、かつ、土曜日のみ延長保育を実施したのものについては、通常保育の欄を適用する。